

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆上場会社のアナリストレポート発行のお知らせ

2. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

3. セミナー情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

4. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記
目次 4. コラムを抜粋しております。
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 125

国際取引等調査室における勧告事案について

証券取引等監視委員会事務局 国際取引等調査室長 河村 企彦

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」といいます。）取引調査課国際取引等調査室では、機関投資家等のいわゆるプロの投資家の不正取引について調査を行っており、金融商品取引法に規定されている禁止行為に該当する事実が認められれば、金融庁に対して課徴金納付命令の勧告を行っております。

今回は、国際取引等調査室において最近勧告した「長期国債先物に係る相場操縦事案」及び「香港の投資運用会社による相場操縦事案」の2件についてご紹介したいと思います。

1. 長期国債先物に係る相場操縦事案の概要

証券監視委は、平成 26 年 9 月 5 日、長期国債先物に係る相場操縦に関し、シンガポール在住の個人に対して課徴金納付命令を発出するよう、金融庁に対し勧告しました。

課徴金納付命令対象者は、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、平成 25 年 6 月 26 日午前 9 時 33 分頃から同日午後 2 時 58 分頃までの間、約定させる意思がないのに、買い最良気配値以下の価格に多数の買い注文を発注したり、売り最良気配値以上の価格に多数の売り注文を発注したりするなどの方法により、上記先物合計 39 単位を買い付ける一方、同先物合計 39 単位を売り付けるとともに、同先物合計 1672 単位の買い注文及び合計 757 単位の売り注文を発注し、もって、自己の計算において、市場デリバティブ取引が繁盛であると誤解させ、かつ、上記先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及び委託をしたものです。

課徴金納付命令対象者が行った上記の行為は、金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項に規定する「第 159 条第 2 項第 1 号の規定に違反する一連の有価証券売買等」及び「その委託等」に該当すると認められます。

本件の違法行為について金融商品取引法に基づき算定される課徴金の額は、33 万円となっています。

(参考)「長期国債先物に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について」証券取引等監視委員会ウェブサイト

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140905-1.htm

2. 香港の投資運用会社による相場操縦事案の概要

証券監視委は、平成 26 年 12 月 5 日、日東電工株式に係る相場操縦に関し、Areion Asset Management Company Limited (以下「アレイオン」といいます。)に対して課徴金納付命令を発出するよう、金融庁に対し勧告しました。

アレイオンは、香港法に基づき設立されたリミテッド・カンパニーであり、ケイマン籍ユニット・トラストのハレイオン・ファンド (Hareion Fund) の受託者であるオジエ・トラスティーズ (ケイマン)・リミテッド及びインベストメント・マネージャーであるジリオン・キャピタル・リミテッドとの間で締結したインベストメント・アドバイザリー契約に基づき、同ファンドに出資された資産の運用権限を有していました。

アレイオンは、その代表者らにおいて、アレイオンの業務に関し、日東電工株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 25 年 9 月 25 日午後 2 時 59 分 30 秒から同日午後 3 時までの間、成行又は直前約定値より高指値で大量の買い注文を連続して発注して株価

を引き上げたり、下値に大量の買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計 788 万 6900 株を買い付けるとともに、同株式合計 131 万 1200 株の買付けの委託を行い、もって、アレイオンの役員等の同年 9 月度における同ファンドへの出資割合である 7.25 パーセント相当については自己の計算において、それ以外については自己以外の者である同ファンドへの出資者の計算において、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものです。

アレイオンが行った上記の行為は、平成 25 年法律第 45 号による改正前の金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項に規定する「第 159 条第 2 項第 1 号の規定に違反する一連の有価証券売買等」及びその「委託等」の違反行為に該当すると認められます。

本件の違法行為について上記改正前の金融商品取引法に基づき算定される課徴金の額は、4 億 3074 万円となっています。

(参考)「Areion Asset Management Company Limited による相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について」証券取引等監視委員会ウェブサイト

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20141205-2.htm

3. 各事案の特色

上記の 2 事案については、以下のような、最近の取引形態を垣間見れるような特徴が挙げられます。

1 点目は、両事案とも、クロスボーダー取引を用いた事案であるということです。現在、東京市場における日本株の取引の約 6 割は外国の投資家による取引といわれており、特に、近年ではアジアの投資家の増加傾向が見受けられます。今回の 2 事案においても対象者はアジアに所在するものであり、それぞれの国から日本の市場に対して取引を行っていたことが分かります。

2 点目は、いずれの事案においても、極めて短時間で発注等を繰り返し行うような手口で相場操縦行為が行われており、発注の一部にはアルゴリズムによる自動発注が見受けられるということです。市場取引に関しては、技術の進歩により年々高速化されていることがうかがえ、巷でも高速取引に関する著作が席卷しているようですが、高速取引が日常的なものになっていることが分かります。

4. 海外当局及び取引所との連携

上記の 2 事案については、いずれも対象者が外国所在の投資家であることから、上記 1. の事案では、シンガポール通貨監督庁 (Monetary Authority of Singapore) の協力を得て、上記 2. の事案では、香港証

券先物取引委員会（Securities and Futures Commission）の協力を得て調査を進めました。また、各事案の審査・調査の過程において、日本取引所自主規制法人から多大な協力を得ております。

5. おわりに

今回、紹介したような案件は、外国所在の投資家によるクロスボーダー取引事案であり、その商品態様（現物・先物）も異なり、違反行為自体も高速取引を利用したものとなっています。このような相場操縦を早期に発見し、迅速に対応していくためには、市場の価格形成等について日常的に監視している取引所との連携を一層強化していく必要があると考えております。また、調査の過程においても、海外当局や取引所との協力が必要不可欠と考えております。

証券監視委としては、今後とも、証券市場における取引の公正性を図るため、現物市場であるか、デリバティブ市場であるかを問わず、高速取引等にも対応しつつ、関係者と連携し、監視を強化していく考えであり、機関投資家等の違反行為が判明した場合には、厳正に対処してまいります。

※文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>